

内部統制基準の改訂に関する一考察 —不適切な会計処理との関係に重点を置いて—

榮田 悟志 (武蔵野大学 経営学部 准教授、公認会計士)

要約

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂されたことに伴い、どのような効果があるのかについて、特に、重要な事業拠点及び業務プロセスに関する内部統制の評価範囲、並びにダイレクト・レポーティングの不採用に関する論点に焦点を絞って検討を行った。

重要な事業拠点及び業務プロセスに関する内部統制の評価範囲については、一定の数値や勘定科目が示されているが、これらを機械的に適用するのではなく、実質を考慮した評価範囲とすることについて、意義のある改訂であるが、評価範囲について US-SOX に比べると過少になる可能性はあるものの、基準の改訂趣旨を踏まえて運用する必要性を検討した。

ダイレクト・レポーティングの不採用については、現行のイン・ダイレクト・レポーティングは実質的には企業の内部統制を直接監査している面もあり実施方法によっては、ダイレクト・レポーティングに近づけることができ、実効性のある内部統制監査が可能となる点を検討した。

Keywords: 内部統制、不適切会計、不正、横領、粉飾、ダイレクト・レポーティング

1. 問題意識と本研究の目的

本研究の目的は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（以下、内部統制基準¹）」が15年ぶりに改訂されたことに伴い、不適切な会計処理²に対して、どのような効果が期待されるのかについて検討することにある。

東京商工リサーチによると、「2023 年度に不適切会計を開示した 62 件の内訳は、最多は経理や会計処理ミスなどの「誤り」の 30 件（前年度比 3.4% 増）。次いで、従業員などによる着服横領が 21 件（同 50.0% 増）、子会社で不適切会計処理などの「粉飾」が 11 件（同 15.3% 減）だった。」³と公表している。この結果を額面通りに受け止めると、本社での経営者による内部統制の無効化は行われていないことになる。これは内部統制システム及びガバナンス構造が有効に機能していること及び会計監査人も本社において、内部統制が無効化されるリスクについては十分に注意して監査を実施している可能性を示唆するといえる。東京商工リサーチによる過去 5 年の不適切な会計処理の一覧は次の表になる。

年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度	2019 年度
企業数	58 社	55 社	51 社	48 社	69 社
件数①～③	62 件	56 件	51 件	50 件	73 件
①誤り	30 件	29 件	24 件	22 件	28 件
②横領	21 件	14 件	12 件	10 件	18 件
③粉飾	11 件	13 件	15 件	18 件	27 件

表 1 東京商工リサーチ 全上場企業「不適切な会計・経理の開示企業」調査の要約⁴ 表中の略語については以下となる。件数：不適切会計を開示した件数、誤り：経理や会計処理ミスなどの「誤り」、横領：従業員などによる着服横領、粉飾：子会社で不適切会計処理などの「粉飾」

不適切な会計処理が行われる場合には必ず、内部統制の不備が存在していることとなる。「経理や会計処理ミスなどの「誤り」」については内部統制の決算・財務報告に係る業務プロセスの不備であり、会社は経理部門を強化する必要があることは当然であり、会計監査人も監査を行う立場としてより強い懐疑心を保持して監査を行う必要がある。「従業員などによる着服横領」及び「子会社で不適切会計処理などの「粉飾」」については、内部統制によって適宜に発見・防止する仕組み作りが必要不可欠であり、今回の内部統制基準の改訂によって

どのように対応すべきであるかについて検討する。

2. 先行研究

中央経済社の出版する『企業会計』2023年6月号においては「シン・内部監査」として、内部統制基準の改訂に関する特集記事が掲載された。その中の論文において、「「95%」「5%」「3分の2」などの指標（数値基準）と「売り上げ・売掛金・棚卸資産」といった特定の勘定科目の例示が内部統制の経営者の評価を形式的にしてしまい、それが評価範囲外での内部統制の重要な不備の見逃しにつながり、結果として経営者評価の結果である内部統制報告書の訂正といった事態を招いているのではないかと省略…リスクアプローチの徹底という観点からすれば、理屈上では、指標等の例示はあってはならないであろう。そこで段階的な廃止に向けた検討に言及しつつも、当面、実務上の混乱回避などの理由から例示は残すこととなった⁵」と言及されている。さらには、日本の内部統制基準とアメリカの内部統制基準を比較し、内部統制の評価範囲について「J-SOXでは財務報告に対する影響が僅少である事業拠点（売上高で全体の5%未満の事業拠点）は評価対象としないことができるが、US-SOXにはそのようなガイドラインはない。…中略…US-SOXでは、評価対象外となる重要でない事業拠点が全体として財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすリスクがあるかどうかを評価して十分な事業拠点を評価対象とし、J-SOXにおける連結売上高の3分の2のような一定割合の例示がないために、US-SOXのほうが評価範囲拠点は広くなるのが一般的である。」⁶と述べられている。また、改訂された内部統制基準の意見においても、「段階的な削除を含む取扱いに関して、今後、当審議会では検討を行うこととしている。」⁷との記載がある。確かに、純粹理論としての、リスク・アプローチの徹底という観点からは、内部統制の評価範囲に関する数値の例示や勘定科目の例示は不要であり、例示を示すことによる弊害の方が大きくなると考えられる。しかし、上場企業に適用される基準であることを鑑みると、一定の数値例に則る必要性もあると考えられ、一定の目安を示したうえで、当該数値の目安の機械的に適用しないことを強調し、適切な内部統制の整備運用の確保を導く今回の改訂の記載は評価に値する。内部統制については、監査対象会社と会計監査人が協力して成り立つものであり、不適切な会計

処理の発生を防止・発見するためには一層の協力体制を築く必要があることをより強調しなければならない。

上記を踏まえ、本稿においては、従業員などによる着服横領及び、子会社で不適切会計処理などの「粉飾」に焦点をあて、今回の改正による意義及び効果を検討する。

3. 内部統制の評価範囲及び業務プロセスについて

内部統制基準の改訂の理由の一つとして、「経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例や内部統制の有効性の評価が訂正される際に十分な理由の開示がない事例が一定程度見受けられており、経営者が内部統制の評価範囲の検討に当たって財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮していないのではないか等の内部統制報告制度の実効性に関する懸念が指摘されている。⁸」があげられている。「経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例」については、主に子会社が想定されている。これについては従来より重要な事業拠点の評価範囲について「「財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点」の判断については、例えば、売上高で全体の95%に入らないような連結子会社は僅少なものとして、評価の対象からはずすといった取扱いが考えられるが、その判断は、経営者において、必要に応じて監査人と協議して行われるべきものであり、特定の比率を機械的に適用すべきものではないことに留意する。⁹」として、平成23年改訂で導入された概念であった。評価範囲について「機械的に適用すべきものではないことに留意する。」とされており、子会社における不正を念頭において、平成23年改訂がなされたものであるが、それにもかかわらず、子会社について不適切な会計処理が行われていたことを鑑みると、基準上の不備と考えるよりも運用上の不備とも考えることができる。

「一定割合については、例えば、連結ベースの売上高等の一定割合（おおむね3分の2程度）とする考え方や、総資産、税引前利益等の一定割合とすることも考えられる。¹⁰」「また、長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセスについても、評価範囲に含めることの必要性の有無を考慮しなければならない。¹¹」として、連結ベースの売上高等の一定割合（おおむね3

分の2程度)を例示しつつも、意見書の考え方で「評価対象とする重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標について、例示されている「売上高などの概ね3分の2」や「売り上げ、売掛金及び棚卸資産の3勘定」を機械的に適用すべきでないことを記載した」として、評価範囲に含めるべき事業拠点及び業務プロセスについて、より実質的な観点を取り入れた。もっとも、今回の改訂前においても、形式的な評価範囲ではなく不適切な会計処理が行われる可能性に関して実質的な観点から評価範囲を検討し決定すべき志向であったが、明示的な文面化により、より周知を徹底したという意義がある。さらに、長期にわたり評価対象外としてきた事業拠点及び業務プロセスについても、評価範囲にするべきか否かについて、必要性を検討しなければならないとして、不適切な会計処理が行われる可能性を排除する意図が明確に汲み取ることができる。これにより、評価範囲に含めていなかった子会社や業務プロセスを評価範囲に含めて内部統制の有効性を確認することにより、子会社における不適切な会計処理や従業員などによる着服横領に関して、適宜に発見・防止されることが期待される。ただし、内部統制が有効に機能するためには、評価範囲に含めうえて適切な内部監査の実効が担保され、会計監査人も内部統制の有効性について適切な監査手続を行う必要があることは議論の余地はない。

事業拠点及び業務プロセスの評価範囲に関しては、今回の改正によって明文化され適切なものとなったと感じる。しかしながら評価範囲に含めた事業拠点及び業務プロセスから、運用上の不備によって横領や不適切な会計処理が発生する可能性は十分に考えることができる。この点を踏まえつつ、内部統制の運用に対して実効性のある手続きを会社及び会計監査人が一体となり実施していくべきである。

4. 内部監査の実施方法について

今回の改訂においてもダイレクト・レポーティングの採用は見送られ、内部統制基準の改訂の経緯の中でも「ダイレクト・レポーティング（直接報告業務）を採用すべきかについては、内部統制監査の在り方を踏まえ、検討すべきではないか。」¹²として、中長期的な課題の1つとして取り上げられている。

ダイレクト・レポーティングについては、「「ダイレクト・レポーティング」は、

直接報告業務と呼ばれ、開示企業の財務報告に係る内部統制そのものの有効性について意見を表明するものである。¹³」と定義されており、「内部統制監査の実践において、意見書がダイレクト・レポーティングを採用しないとしながらも、①「内部統制の有効性の評価結果をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人自らが入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明すること②」を求めていることに留意すべきである。なお、基本的には、監査人は自ら適切な監査証拠を入手して行うこととなるが、監査人は、経営者が抽出したサンプルの妥当性の検討や経営者による作業結果の一部について検討を行った上で、経営者が評価において選択したサンプル及びその作業結果を自らの監査証拠として利用することができる。¹⁴」としている。現行の内部統制監査において実施されている手続の一部はダイレクト・レポーティングと同じ手続きも含まれており、さらに、期末残高監査のリスク対応手続の一部を構成する二重目的テストの手続を構成するものであったりと、内部統制監査と財務諸表監査は同一の会計監査人が実施するという実態を鑑みると内部統制監査についてダイレクト・レポーティングの要素は織り込まれていると考えることができる。実際に行う内部統制監査の手続についても、内部監査人が行った監査結果の妥当性を確かめる再実施¹⁵のみならず、独立テストとして会計監査人が自ら内部監査の妥当性を確認する手続が含まれた上での内部監査の手続となっている。

ダイレクト・レポーティングは監査人及び会社の双方の負担が大きいという理由で採用は見送られたが、そもそも日本における内部統制における監査手続は、整備評価手続におけるウォークスルー及びキー・コントロールに対する運用評価手続における独立テストに見られるように、実質的には部分的にダイレクトレポーティングを実施しているといえ、ダイレクト・レポーティングインダイレクト・レポーティングの双方を実施しており、内部監査手続の一部は、内部統制業務を直接確認していると考えることができる。また、内部統制監査の手続をダイレクト・レポーティングのみとして、監査コスト（時間と費用）をかけた場合に対する不適切な会計処理が減少する効果については、どの程度効果があるのか実証研究によって解明されるべき研究領域でもあるし、アメリカにおいてダイレクト・レポーティングが採用されているが、不適切な会計処

理は依然として発生しているという現実もある。¹⁶

「従業員などによる着服横領」及び「子会社で不適切会計処理などの「粉飾」」の不適切な会計処理に対して、ダイレクト・レポーティングを採用した場合と現状の内部統制監査手続を比較すると、確かにダイレクト・レポーティングを採用した方が会計監査人の監査手続によって、防止・発見することができる可能性は高いといえる可能性がある。理由は、監査人が内部統制について監査要点を設定し、リスク評価を行い、リスク対応手続を実施することから、不適切な会計処理の端緒を掴む可能性が高くなることによる。しかしながら、横領や粉飾については、会社資料の偽造も含まれることから、内部統制の監査手続をダイレクト・レポーティングに変更した場合であっても発見は難しいともいえるかもしれない。

この点、現行制度の方法であるイン・ダイレクト・レポーティングであっても、重要な事業拠点及び業務プロセスの評価範囲は監査対象会社と会計監査人の事前の合意が必要であるし、¹⁷ 監査対象会社が行ったサンプルテストについて再実施を行わず、会計監査人がサンプル数の全件を独立テストとして実施することによって、ダイレクト・レポーティングと同じ効果が得られるのではないかと推察する。内部統制監査に加えて期末の残高監査が加わることから、監査手続全体としては大きな効果を発揮すると考える。

「従業員などによる着服横領」については、勘定科目の性質から、ある程度絞ることが可能であるし、内部統制監査及び期末残高監査で会社資料及び金銭の流れについて、内部監査部門と協力して監査を実施することで、発見する可能性も高まる。また、このような監査の牽制機能によって、未然に防止する効果も生まれる。

「子会社で不適切会計処理などの「粉飾」」については、重要な事業拠点及び業務プロセスとして、内部統制監査の評価範囲内に含め、内部統制監査のみならず、収益認識の期末の残高監査とともに内部統制監査及び期末の残高監査の双方から監査手続を実施することにより、粉飾の発見に効果を有すると考える。まずは評価範囲に含めることが重要であるから、改訂内部統制基準のような、長年評価範囲に入れなかった事業拠点や業務プロセスを評価範囲に入れることや、ローテーションとして、少なくとも3年に1度は評価範囲の対象外とし

た子会社について、内部統制監査を実施するなどの運用上の配慮によって、不適切な会計処理の発生を発見、防止する効果があると考ええる。

また、監査対象会社において、内部統制についてトップ・ダウン型のリスク・アプローチを採用しており、経営者の主観性の余地が多分にあり、意図的に内部統制無効化の範囲を決定するとの指摘もあるが、重要な事業拠点及び業務プロセスの評価範囲については、会社と会計監査人が事前に合意する必要があるため、トップ・ダウン型のリスク・アプローチを理由として、不適切な会計処理が発生するものではないと考える。

5. おわりに

改訂された内部統制基準によって、より効果的な内部統制監査が期待することができるとともに、基準の設定意図を斟酌した現場での運用が求められると考える。基準に従い内部統制監査を実施したものの、不適切な会計処理を見逃してしまうことがないように、改訂された意図及び内部統制監査のそもそも論を斟酌しつつ、現場で内部統制監査を実施する必要がある、独立テストのサンプル数を増加させることなどの運用により、ダイレクト・レポーティングでなくとも不適切な会計処理は防止・発見することが可能ではないかと考える。

また、「評価対象とする重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標について、例示されている「売上高などの概ね3分の2」や「売り上げ、売掛金及び棚卸資産の3勘定」を機械的に適用すべきでない¹⁸」ことが明文化されたことによる効果は大きいと感じる。監査基準においてもリスク・アプローチが平成3年に導入されたが、平成14年で明文化されたことによる効果と同様の効果あるといえる。明文化し強調することの重要性は制度において重要な役割を果たすと言える。

本稿では触れていないが、サイバーリスクに関する改訂も行われた。内部統制監査導入当時に比べると、IT関連については、特権ID、ID管理、IT全般統制、IT業務処理統制、セキュリティー管理などに関して内部統制監査の重要性が増しているといえる。さらには、3線モデルが導入され、「第1線を業務部門内での日常的モニタリングを通じたりスク管理、第2線をリスク管理部門などによる部門横断的なリスク管理、そして第3線を内部監査部門による独立

的評価として、組織内の権限と責任を明確化しつつ、これらの機能を取締役会又は監査役等による監督・監視と適切に連携させることが重要である。²⁰」とされた。また、新設された「内部統制は、組織の持続的な成長のために必要不可欠なものであり、ガバナンスや全組織的なリスク管理と一体的に整備及び運用されることが重要である。ガバナンスとは、組織が、顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであり、全組織的なリスク管理とは、適切なリスクとリターンのバランスの下、全組織のリスクを経営戦略と一体で統合的に管理することである。内部統制、ガバナンス及び全組織的なリスク管理は、組織及び組織を取り巻く環境に対応して運用されていく中で、常に見直される。²¹」の考え方は非常に重要な意義を持ち、組織内の全ての者が意識すべき内容であり、この考えを徹底することができれば、不適切な会計処理が減少することが期待できると考える。

【参考文献】

- COSO（2013年）『Internal Control -Integrated Framework-』
- COSO（2017年）『Enterprise Risk Management』
- 井上善弘（2007年）「日本的内部統制監査の特質」『現代監査』2017 巻 17 号、P16-23
- 鳥羽至英（2007年）『内部統制の理論と制度』国元書房
- 中谷喜彦（2023年）「日本での導入課題は？ SOX 法におけるダイレクト・レポートの現状」『企業会計』第 75 号第 6 巻、中央経済社、P38-46
- 持永勇一（2023年）「財務報告の信頼性を向上させる内部統制へ」『企業会計』第 75 号第 6 巻、中央経済社、P16-23
- 林直樹（2023年）「内部統制の実効性を高める内部監査との連携」『企業会計』第 75 号第 6 巻、中央経済社、P67-74
- 藤原英賢（2014年）「内部統制報告制度に関する議論の整理」『追手門経済・経営研究』第 21 巻、P9-18
- 堀江正之（2023年）「内部統制基準改定の意義」『企業会計』第 75 号第 6 巻、中央経済社、P24-31

山中彰子（2023 年）「内部統制基準が改訂が企業に及ぼす影響」『企業会計』第 75 号第 6 巻、中央経済社、P32-37

企業会計審議会（2023 年）「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」

金融庁企画市場局（2023 年）「内部統制報告制度に関する Q & A」

【注釈】

- 1 企業会計審議会（2023 年）「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」
- 2 不適切な会計処理という用語は、日本公認会計士協会が公表している監査提言集においても使用される用語である。不適切な会計処理は意図に行われる会計（不正）及び意図的でない会処理の誤り（誤謬）を含む。
- 3 東京商工リサーチ「2023 年度の『不適切会計』開示は 58 社・62 件 3 年連続で増加、業種別ではサービス業が最多」https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198592_1527.html（最終確認日：2024 年 12 月 15 日）
- 4 東京商工リサーチ「2022 年度の「不適切会計」開示は 55 社、56 件 建設業、不動産業、運輸・情報通信業が増加」https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1197615_1527.html（最終確認日：2024 年 12 月 15 日）
東京商工リサーチ「不適切な会計・経理の開示をした企業は 51 社、最多は製造業の 17 社【2021 年】」https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1191113_1527.html（最終確認日：2024 年 12 月 15 日）
東京商工リサーチ「2020 年度 全上場企業「不適切な会計・経理の開示企業」調査 2021/04/23」https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1190626_1527.html（最終確認日：2024 年 12 月 15 日）
東京商工リサーチ「2019 年度全上場企業「不適切な会計・経理の開示企業」調査」https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1189823_1527.html（最終確認日：2024 年 12 月 15 日）

- 5 堀江正之(2023 年)「内部統制基準改定の意義」『企業会計』第 75 号第 6 巻、中央経済社、P25
- 6 中谷喜彦(2023 年)「日本での導入課題は? SOX 法におけるダイレクト・レポーティングの現状」『企業会計』第 75 号第 6 巻、中央経済社、P41
- 7 企業会計審議会(2023 年)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書) 二 主な改訂点とその考え方(2) ①」
- 8 企業会計審議会(2023 年)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について 一経緯
- 9 企業会計審議会(2011 年)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」
- 10 財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅱ. 2. (2) ①重要な事業拠点の選定
財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 参考図2 財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ 決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスの評価
- 11 財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅱ. 2. (2) 評価の範囲の決定
- 12 企業会計審議会(2023 年)「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について一経緯
- 13 日本公認会計士協会(2024 年 9 月)「財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号 財務報告に係る内部統制の監査」第 12 項
- 14 日本公認会計士協会(2024 年 9 月)「財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号 財務報告に係る内部統制の監査」第 13 項
- 15 日本公認会計士協会(2024 年 9 月)「監査基準報告書(序) 監査基準報告書及

び関連する公表物の体系及び用語」 P32

- 16 SEC「SEC Charges The Kraft Heinz Company and Two Former Executives for Engaging in Years-Long Accounting Scheme」<https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2021-174>（最終確認日：2024年12月15日）、SEC「SEC Charges China-Based Tech Company Cloopen Group with Accounting Fraud」<https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2024-15>（最終確認日：2024年12月15日）など。
- 17 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 II. 2. (3) 監査人との協議
- 18 企業会計審議会（2023年）「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について 二(2) ①
- 19 監査基準の改訂に関する意見書（2002年1月）三 3リスク・アプローチの明確化について
- 20 財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準I. 5. 内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理
- 21 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準I. 5. 内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理